



就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で、楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか？



1. 援助対象の方

- ① 現在、生活保護を停止または廃止された方
- ② 村民税が非課税世帯の方
- ③ 児童扶養手当を全額支給されている方
- ④ 世帯の収入が基準額未満の方（国頭村就学援助要綱の認定基準による対象者）

※上記①～④に該当しない場合でも、災害等で財産をなくした、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情により経済的に困窮している方については認定される場合がありますので、教育委員会までご相談ください。

『わたしも該当するのかな？…』など
教育委員会へ気軽に相談してね！



2. 申請に必要な書類

（内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。）

- ① 申請書（教育委員会や学校の事務室に準備しています。）
- ② 保護者名義の通帳またはキャッシュカードのコピー
- ③ 印かん（認め印可。スタンプタイプの簡易印鑑やシャチハタは不可。）

※前年と令和6年1月1日現在に国頭村以外にお住まいだった方は、

前の市町村から前年度の住民票謄本及び所得・課税証明書、生活保護廃止証明書等取得して提出してください。

※生計を同一されている方が、村外にお住まいの場合は、その方の住民票、前年度の課税証明書を取得していただき、提出してください。例：単身赴任で村外に住んでいる等…。

※所得・課税証明書の取得ができる時期についてはおおよそ6月以降になります。

証明書の取得後に、提出して下さい。

3. 提出先

申請書は、教育委員会か学校の事務室（事務の先生）に出してね！



国頭村教育委員会 または 学校の事務室

（小・中学校のどちらにもお子さんがいらっしゃる場合は、小・中それぞれの事務室へ提出）

前年度就学援助をうけていた方でも、援助を希望される方は毎年申請が必要です。

4. 申請の流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

5. 締切日・結果通知

申請期間	申請結果の通知
令和6年4月15日（月）～令和6年5月24日（金）〆切	6月下旬

※審査結果は、郵送にて文書でお知らせします。

注意！

※追加申請できる方は、転入してきた方や年度の途中で生活状態が悪くなった家庭です。（例：災害等で財産をなくした、生計維持者が長期療養や失業等の特別な事情等）

追加申請：毎月末〆切（最終〆切12月末）結果は追加申請した翌月の下旬頃。通常の申請は5月24日（金）までになりますので、お早めにご提出ください。



6. 援助の内容

学用品費	校外活動費 (宿泊を伴わない)	通学用品費 (1学年は除く)
保護者の口座へ 振込(年3回)	実施後に保護者の 口座へ振込	保護者の 口座へ振込(年1回)

どんな援助があるのかな？



※新入学用品費は、国頭村子育て応援入学・卒業祝金から一人当たり50,000円支給されます。

修学旅行費は、国頭村子育て応援修学旅行費から保護者の口座へ支給されます。

修学旅行費に関しては後日、お知らせ文書をお送り致します。

※学校徴収金に未納がある場合の援助金受領については、学校と調整しますので、あらかじめご了承下さい。

詳細は、国頭村教育委員会まで
お問い合わせください。



国頭村教育委員会 教育課 就学援助担当まで

電話 0980-41-2255

〒905-1495 国頭村字辻土名121番地